

風しんに関する特定感染症予防指針の改正について

○改正の経緯と概要

- ・風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号。以下「指針」という。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項に基づき、風しんの発生予防及びまん延の防止等を目的に作成された。
- ・今般、風しんの発生報告数が、風しん全例で疫学調査の実施が可能と考えられる件数まで減少したことから、風しんの排除状態を達成するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)を改正し、法第 12 条第 1 項に基づいて行う届出について、診断から届出までの期間を「7日間以内」から「直ちに」へと変更することが、第 21 回感染症部会において了承され、平成 29 年 12 月 15 日に告示された。
- ・第 22 回感染症部会及び第 19 回予防接種基本方針部会において、麻しん・風しんに関する小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、指針についても改正を行うことが了承された。
- ・平成 29 年 10 月 19 日に開催された第 1 回小委員会において、サーベイランスと疫学調査に係る記載について、別添の改正案が了承され、平成 30 年度中を目途に、現状の風しん対策を総覧し、再度指針の改正を行うこととされた。

○指針改正案の主なポイント

三 風しん及び先天性風しん症候群の届出

- ・風しんを診断した医師の届出について、「診断後直ちに」に変更
(※)現行は「診断後7日以内」
(※)先天性風しん症候群の届出については現行通り「診断後7日以内」

五 風しん及び先天性風しん症候群の発生時の迅速な対応

- ・感染経路の把握等の調査を「風しんの患者が一例でも発生した場合」に変更
(※)現行は「地域で風しんの流行がない状態において、風しん患者が同一施設で集団発生した場合等」

六 ウイルス遺伝子検査等の実施

- ・都道府県は、医師から検体が提出された場合には、地方衛生研究所において、「原則として全例にウイルス検査を実施」に変更
(※)現行は「可能な限り」

○検討事項

上記指針改正案について、ご審議頂きたい。